

指定管理者募集要項

[前橋市林間研修施設おおさる山乃家]

前 橋 市

【問い合わせ先（担当課）】

前橋市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年教育係

〒371-0023

前橋市本町二丁目12番1号（前橋プラザ元気21 3階）

電 話：027-212-4033（直通）

027-224-1111（代表） 内線88-371

電子メール：gakushu@city.maebashi.gunma.jp

目次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定の期間	1
4	指定管理開始までの予定	1
5	応募資格	2
6	応募手続	3
7	リスク分担	5
8	指定管理候補者の選定等	5
9	指定管理者の選定結果通知後の手続等	6
10	その他	6
11	問い合わせ先	7

前橋市林間研修施設おおさる山乃家 指定管理者募集要項

前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、前橋市林間研修施設おおさる山乃家の設置及び管理に関する条例に基づき、施設の管理（事業運営を含む。以下「管理運営」という。）を効果的に行う指定管理者を次により募集します。

1 施設の概要

施設の名称	前橋市林間研修施設おおさる山乃家
施設の所在地	群馬県前橋市粕川町中之沢492番地1
施設の設置目的	豊かな自然環境の中で、自然体験活動、野外活動等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。
利用に関する施設	山乃家（木造2階建）、あずまや、キャンプサイト等 ・建築面積：194.2㎡ ・延床面積：388.4㎡

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行います。具体的な内容は、前橋市林間研修施設おおさる山乃家の指定管理業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）をご覧ください。

- (1) 前橋市林間研修施設おおさる山乃家の利用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の修繕及び簡易な整備を含む。）
- (3) その他、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める業務（効果的な管理運営に関する事項）

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

この期間は、議会の議決事項です。

4 指定管理開始までの予定

募集要項等の公表	…令和7年8月1日（金）以降
現地説明見学会	…令和7年8月20日（水） 午前11時 申込：電子メールまたは直接持参 (8月18日（月）午後5時15分まで)
質問受付・回答	…質問受付：令和7年8月29日（金） 午後5時15分まで 回答：適宜（9月3日（水）まで）
申請受付	…令和7年9月10日（水） 午後5時15分まで
第1次選定審査	…令和7年9月中旬
第2次選定審査	…令和7年9月下旬
候補者の決定・選定結果通知	…令和7年10月下旬
市議会における議案の議決	…令和7年12月

協定内容の協議、事前準備等…選定結果通知後適宜
 指定管理者の指定、協定締結…令和 8 年 4 月 1 日

5 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に前橋市林間研修施設おおさる山乃家(以下「おおさる山乃家」という。)を管理運営できる法人その他の団体(以下「団体」という。)で、次の各号に掲げる条件を全て満たす団体とします。

- (1) 市内に本社や事業所を有する団体
- (2) 次に掲げる事項に該当しない団体
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
 - イ 申請書類提出時点において、前橋市競争入札参加資格指名停止措置要綱による指名停止期間中である団体
 - ウ 団体又はその代表者が、市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している団体
 - エ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されていない団体
 - オ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消されていない団体
 - カ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て(債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。)がなされた団体
 - キ 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續が終了していない団体
 - ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、当該労働基準監督署への報告等必要な是正措置がとられていない団体
 - ケ 公の施設の指定管理に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体
 - コ 公の施設の指定管理に必要な許認可等について、監督官庁から停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体
 - サ 公の施設の指定管理に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善されていない団体
 - シ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し又は、実質的に経営等に関与している団体
 - (ア) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - (イ) 代表者、役員及び使用人が刑法に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
 - (ウ) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている者

なお、応募は、原則として単一団体によるものとしますが、応募資格要件を満たした複数の団体で構成する共同事業体(以下「グループ」という。)として応募することができるものとします。この場合、次の事項に留意してください。

- (1) グループで応募する場合は、グループの名称を設定し、グループを代表する団体(以下「代

表団体」という。)を定めてください。

- (2) グループを構成する団体(以下「構成団体」という。)は、単独で応募することはできません。
 (3) 構成団体は、複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。
 (4) 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

6 応募手続

(1) 応募書類等の配布

ア 配布の期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、土日祝祭日を除く。)

なお、上記の期間中、本市のホームページから応募書類等をダウンロードできます。

(本市ホームページ URL : <https://www.city.maebashi.gunma.jp>)

また、右に貼付の二次元コードからもご確認いただけます。→

イ 配布の場所

前橋市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年教育係
 前橋市本町二丁目12番1号(前橋プラザ元気21 3階)



(2) 公募に係る現地説明見学会及び施設図面等の閲覧

本指定管理に係る現地説明見学会を開催します。参加を希望する団体は、生涯学習課に別添様式集の様式6の参加申込書を、8月18日(月)午後5時15分までに電子メール又は直接持参にて提出してください。

(電子メール : gakushu@city.maebashi.gunma.jp)

※メールの件名は「おおさる山乃家の公募に係る説明会等参加申込書【団体名】」としてください。

ア 日 時 : 令和7年8月20日(水) 午前11時から

イ 場 所 : 前橋市林間研修施設おおさる山乃家

前橋市粕川町中之沢492番地1

(電話 : 027-285-6151)

ウ 参加者 : 1応募者(団体)につき2名以内とします。

おおさる山乃家所在地

エ 図面等の閲覧 : 説明会終了後に同会場で行います。図面等の持ち出し、コピーはできません。

ただし、写真を撮ることは許可します。

オ その他 : ・この説明会に出席される方は、必ずこの募集要項、仕様書、その他応募に当たり配布を受けた資料一式をご持参ください。(ホームページからも、ダウンロードできます。)会場での改めての配布はありません。

・当施設の指定管理者指定申請書を提出する団体は必ず参加してください。

(3) 応募に関する質問

応募に関しての質問は、次のとおりとします。

ア 質問ができる者

応募資格を有し、応募を予定する者とします。

イ 質問の方法(様式集の様式5(指定管理者応募にかかる質問書))

様式集の様式5に、質問要旨を簡潔にまとめて、生涯学習課(応募書類等の配布場所)に電子メ

ール又は直接持参してください。口頭での質問はお受けできません。

ウ 質問受付期間

令和7年8月29日（金）午後5時15分まで

（電子メール：gakushu@city.maebashi.gunma.jp）

※メール件名は「おおさる山乃家の公募に係る質問【団体名】」としてください。

エ 質問に対する回答

回答は、令和7年9月3日（水）までに本市のホームページに掲載するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。

(4) 応募書類の提出

応募書類は、下記により、提出期限までに、直接持参する方法で提出してください。（郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。）

ア 提出書類

別記「提出書類一覧表」のとおり

イ 提出期限

令和7年9月10日（水）まで

受付は、土・日・祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

ウ 提出場所

前橋市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年教育係

前橋市本町二丁目12番1号（前橋プラザ元気21 3階）

エ 留意事項

(ア) 登記簿謄本、納税証明書は、応募申込日の前日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。

(イ) 事業及び収支の計画等に関する書類の作成に当たっては、必ず仕様書をご覧の上、様式集の書式を使って、それぞれについて作成してください。

(ウ) 応募書類提出後に、提出した書類の内容を変更することはできません。

ただし、教育委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。

(5) 応募に関する経費

応募に関する経費は、応募者の負担とします。

(6) 応募書類について

応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

また、指定管理者の選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

(7) 教育委員会が提供する資料の取扱い

本募集に当たって教育委員会から募集予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、目的が検討の範囲内であっても、本教育委員会の了承を得ることなく第三者に教育委員会が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(8) 施設等への視察について

事業計画書を策定するための施設や設備等の視察は、現地説明見学会の際に行ってください。

7 リスク分担

「仕様書 Ⅲ業務事項 1 4 指定管理者と教育委員会のリスク分担」をご確認ください。

8 指定管理候補者の選定等

(1) 次に該当する応募は、失格とします。

- ア 資格要件を欠くもの
- イ 提出書類に虚偽のあったもの
- ウ 応募に関する書類について、提出期間を過ぎて提出したもの
- エ 申請書類又は管理運営に関する書類を複数提出したもの（共同事業体の構成員でも同様）
- オ その他選定に関し不正行為があったもの

(2) 選定委員会による審査

選定委員会により、下記の事項等を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした団体を選定します。

- ア おおさる山乃家の管理運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲と熱意があること。
- イ 管理運営の考え方や計画内容が適正かつ効果的であるもの。
- ウ 児童・生徒等利用者の目線に立った管理運営ができること。
- エ 利用者のニーズの把握とサービスの向上が図れるものであること。
- オ 施設の利用について平等の利用が確保されること。
- カ 体験活動の充実という教育課題及び豊かな自然環境の中で、自然体験活動、野外活動を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るために設置した施設であることを理解し、これに取り組む意欲と熱意、能力があること。
- キ 経費の見直しや節減が図れるものであること。
- ク 危機管理及び安全管理に関する意識が高いこと。
- ケ 地元自治会行事や地域（月田共有林組合など）、自然体験活動に取り組む団体等との連携を図れるものであること。

(3) 選定（審査）方法

ア 第1次選定審査

提出書類による資格審査

イ 第2次選定審査

1者ずつ面接・ヒアリングを実施し、審査基準に照らし合わせて最も高い評価を得た団体を選定します。実施日時、場所等については申請者あてに別途連絡いたします。

9 指定管理者の選定結果通知後の手続等

(1) 市議会の議決

指定管理候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、当該候補者を指定管理者に指定する議案を令和7年第4回定例会市議会に提案する予定です。当該候補者は、この議決を経て、教育委員会と協定を締結した後、指定管理者となります。（議決が得られなければ指定管理者となることはできません。その場合、教育委員会及び市は、議決を得られないことによる一切の責め（損害賠償、代替措置等）を負いません。）

(2) 指定管理者との協議等

市議会で議決を受けた後、指定の議決を受けた者と協議を開始します。

協定に係る書類は、募集の際に示した募集要項、仕様書等に、議決を受けた指定管理候補者が申請の際に提出した事業計画書、収支計画書等の提案事項のうちから教育委員会が適当と認める事項を加味し、協議の上、作成します。この場合、教育委員会は必要に応じて当該提案に対し修正を求めることができるものとし、議決を受けた指定管理候補者はこの協議の求めに応じなければなりません。

(3) 指定管理者の指定、協定の締結等

指定管理者に指定する日、教育委員会が指定管理者を指定した旨の告示を行う日及び協定を締結する日は、令和8年4月1日です。

(4) 指定管理業務の引き継ぎ

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始することになります。事前準備など業務の引き継ぎに係る経費等については、応募の収支計画書に算入しておいてください。別途請求することはできません。

10 その他

(1) 提案内容等の遵守

提案内容に基づき教育委員会と協議して定めた業務及び管理者として果たすべき責務については誠実に履行してください。業務不履行など不誠実な対応があった場合は、次回の指定管理者選定の評価に反映します。

なお、指定管理の管理運営の適正を期すために教育委員会が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(2) 共同事業体による提案

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務をすべて当該共同事業体の代表者を通じて行うものとします。

また、教育委員会が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成員に対して行ったものとみなします。

(3) 選定委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び提案者、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（現地説明見学会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 申込者からの聴き取り調査について

申込者から提出された書類の内容について、必要に応じて聴き取り調査を行います。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨を団体あてに通知します。

なお、説明は団体を代表して説明や意見を述べられる方が行ってください。

(5) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理候補者を選定します。

なお、最優秀提案者に事故ある時又は最優秀提案者との協議が成立しない場合は、次点者を指定管理候補者として選定し、協議を行う場合があります。

また、申請者が1者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には、選定されず、再度応募を行います。

(6) 選考結果等の公表及び通知について

選考結果については、申請者全員に通知するとともに、前橋市のホームページなどで公表します。

1 1 問い合わせ先

前橋市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年教育係

〒371-0023 前橋市本町二丁目12番1号（前橋プラザ元気21 3階）

電話：027-212-4033（直通）

027-224-1111（代表） 内線88-371

電子メール：gakushu@city.maebashi.gunma.jp

(別記)

提出書類一覧表

様式のサイズは、A4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません。(様式が定められているものは、様式集のものをコピーするか、この指定管理者の公募に当たり前橋市のホームページに掲載されている様式をダウンロードしてご使用ください。)

提出部数については、正本1部、副本7部とします。(副本については、正本のコピーで可)

1 事業者の概要等に係る提出書類

提出書類	指定 様式	記載内容	提出部数	
			正本	副本
指定管理者指定申請書	様式1		1	7
宣誓書 *	様式2		1	7
共同事業体協定書兼 委任状	様式3	共同事業体申請の場合のみ(注) 様式3の他に、別途共同事業体の構成員間の代表団体、 責任分担等を明確に定める協定書の提出が必要です。	1	7
事業者の概要書 * (様式任意)		団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載	1	7
		代表者の履歴	1	7
		役員名簿 他の法人との兼務職があるときはその旨も記載	1	7
	様式4	団体の管理運営に関する資料 経営理念、方針、経営の効率化や透明性の確保、事業運営の 体制などがわかる内容のもの	1	7
定款、寄付行為、規約 その他これらに類する 書類 *		最新のもの	1	7
法人登記簿謄本 * (法人の場合)		現在事項全部証明書 応募申込日の前日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの	1	7
印鑑証明書 * (法人の場合)		応募申込日の前日から遡って3ヶ月以内に発行された法人の 印鑑証明	1	7
決算書その他これに 類する書類 * (様式任意)		直近過去3年間の決算書類 事業報告書がある場合は、これに添付	1	7
納税証明書等 *		応募申込日の前日から遡って3ヶ月以内に発行されたもので、 団体及び団体の代表者が課税されているすべてについて未納 (滞納)のない又は完納されていることを示す証明書 1 国税(法人税 消費税及び地方消費税 所得税) 2 県税 3 市町村民税	1	7

(注) 共同事業体申請の場合は、*印の書類について、全構成員のものを提出してください。

2 事業及び収支の計画等に関する提出書類

提出書類	記載内容	提出部数	
		正本	副本
事業計画書			
(様式 4-1)	1 管理運営方針 総合的な基本方針、実施方針と達成目標	1	7
(様式 4-2)	2 施設の管理運営に関する事項 施設管理者としての配慮と考	1	7
(様式 4-3)	具体的な行動計画		
(様式 4-4)	具体的な措置方法		
(様式 4-5)	具体的な企画立案		
(様式 4-6)	3 指定管理者による自主事業（体験活動等）に関する事項 具体的な提案	1	7
(様式 4-7)	4 危機・安全管理に関する事項 具体的な安全管理計画や研修等の計画	1	7
(様式 4-8)	5 人員計画に関する事項 必要となる業務従業者の配置計画、勤務体制等	1	7
収支計画書			
(様式 4-9)	6 収支計画、指定管理料等に関する事項 収支計画、指定管理料	1	7
その他の提案			
(様式 4-10)	7 その他の提案 独自の提案	1	7
参考書類			
(様式 4-11)	○ 提案にあたって参考となるもの これまでの管理実績や事業実績	1	7

(注) 様式は、様式集のものをコピーするか、この指定管理者の公募に当たり前橋市のホームページに掲載されている様式をダウンロードしてご使用ください。